

令和3年度

児童扶養手当額および特別児童扶養手当額について

「児童扶養手当額」および「特別児童扶養手当額」については、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて手当額の改定を実施する物価スライド制がとられています。令和2年全国消費者物価指数の物価変動率が前年比プラス0.0%であったことに伴い、改定が行われないこととなり、令和2年度と同じ額となります。

【児童扶養手当】

	全部支給	一部支給
児童1人	月額 43,160円	月額 10,180円～43,150円
児童2人	上記に月額 10,190円加算	上記に月額 5,100円～10,180円加算
児童3人以上	上記に1人につき月額 6,110円加算	上記に1人につき月額 3,060円～6,100円加算

【特別児童扶養手当】

	手当額
1級	月額 52,500円
2級	月額 34,970円



【お問合せ先】 児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

地域活動支援センターのご案内

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域の中で創作活動または生産活動などを通じ、1人ひとりが仲間とのつながり、活動する楽しみ、生活の喜びと希望を見いだすための社会参加と自立を意欲的に取り組めるよう支援する場となっております。

市内4か所の事業所があり、取り組み内容は各事業所によって異なりますのでお気軽にお問合せください。

対象となる方 **障がいのある方**

利用料 **無料**



市内の地域活動支援センター

事業所名	住所	連絡先
地域生活支援センター あいあい	うるま市安慶名一丁目8番1号	TEL: 979-0555 FAX: 974-5306
地域活動支援センター あやはし	うるま市与那城照間702番地	TEL: 978-1280 FAX: 978-1288
地域活動支援センター みほそ	うるま市石川2丁目2番1号 108号	TEL: 989-8146 FAX: 989-8147
地域活動支援センター ゆい	うるま市字喜屋武252番地1号	TEL: 973-3213 FAX: 973-3213

【お問合せ先】 障がい福祉課 ☎973-5452

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく！

「現況届」は、毎年6月1日を基準日として、児童の監護や生計関係などを確認し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているか審査する大切な届出です。提出がない場合には、6月分以降（10月支給）の児童手当の支払いができませんので、忘れずに提出してください。

※期間中は窓口が大変混雑いたします。返信用封筒を同封しますので、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

受付期間

6月17日(木)～30日(水)

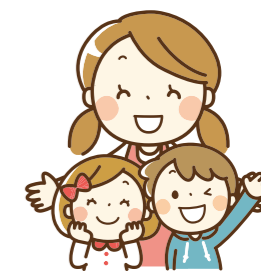
午前8時30分～午後5時15分（ただし、土日、6月23日(水)を除く）

受付場所

児童家庭課（市役所本庁舎東棟 2階）

提出書類

下記の書類のご提出をお願いいたします。



- ①現況届 ②受給者（保護者）の健康保険証のコピー（うるま市の国保加入者、生活保護受給者は省略可）
 - ③別居監護申立書（別居している児童がいる場合） ④養育申立書（子以外の児童を養育している場合）
- ※審査の過程で上記以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

※対象となる受給者への案内通知（現況届）は、6月10日前後に発送を予定しております。

※審査結果により、児童家庭課窓口で受給者変更の手続きが必要となる場合があります。

※現況届を提出しないまま2年が経過すると時効が適用され、手当を受ける権利がなくなってしまいます。

児童手当 こんな時には手続きが必要です。

児童手当の支給は、原則として手続きを行った日の属する月の翌月分からの支給となります。

手続きが遅れると、手当を受けられない月が発生する場合や手当を返還していただく場合があります。

主な手続きは下記のとおりです。家庭内の状況や養育状況などが変わった時は、早めに児童家庭課で手続きを行ってください。必要書類など、ご不明な点は児童家庭課までお問い合わせください。

- 赤ちゃんが生まれたとき
- 市外から転入したとき、市外へ転出するとき
- 受給者と児童の住所が別になったとき
- 養育している児童の人数が変わったとき
- 結婚、離婚、養子縁組など戸籍に変更があったとき
- 公務員になったとき、公務員を辞めたとき など

児童手当 振込予定日	支給する手当
令和3年 6月10日(木)	2月分～5月分
令和3年 10月 8日(金)	6月分～9月分
令和4年 2月10日(木)	10月分～1月分

【お問合せ先】 児童家庭課 児童係 ☎973-4983